

令和元年11月市議会総務委員会資料

第156号議案 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に  
関する条例

目次

条例改正の概要	・・・・・・・・・・・・・・・・	1～4ページ
条例新旧対照表	・・・・・・・・・・・・・・・・	5～18ページ

総 務 部

令和元年11月



## 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の概要

### 1 改正の理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)により、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与等を定める必要があるのと、関係条文を整理する必要があるのと、その他所要の整備をしたい。

### 2 改正する条例

区 分	下記3改正の内容			
	(1)	(2)	(3)	(4)
(1) 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例				○
(2) 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例				○
(3) 一般職の職員の給与に関する条例	○			
(4) 長崎市職員等の旅費に関する条例		○		○
(5) 一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例			○	
(6) 長崎市職員退職年金条例				○
(7) 非常勤の職員の報酬等に関する条例				○
(8) 長崎市職員退職手当条例	○			○
(9) 長崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	○			
(10) 単純な労務に雇用される一般職の職員の給与の種類及び基準に関する条例	○			
(11) 長崎市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例				○
(12) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例				○
(13) 長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例	○	○	○	
(14) 長崎市職員の育児休業等に関する条例				○
(15) 公益的法人等への職員の派遣に関する条例				○
(16) 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例				○

### 3 改正の内容

- (1) 給料、報酬、手当等の支給に係る規定の整備
- (2) 旅費及び費用弁償の支給に係る規定の整備
- (3) 勤務時間、休暇等に係る委任規定の整備
- (4) 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条文の整理その他所要の整備

### 4 施行日

令和2年4月1日

## 5 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の概要

### (1) 改正の内容

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備する。

### (2) 地方公務員法の一部改正 《適正な任用等を確保》

ア 「特別職」の範囲を制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化

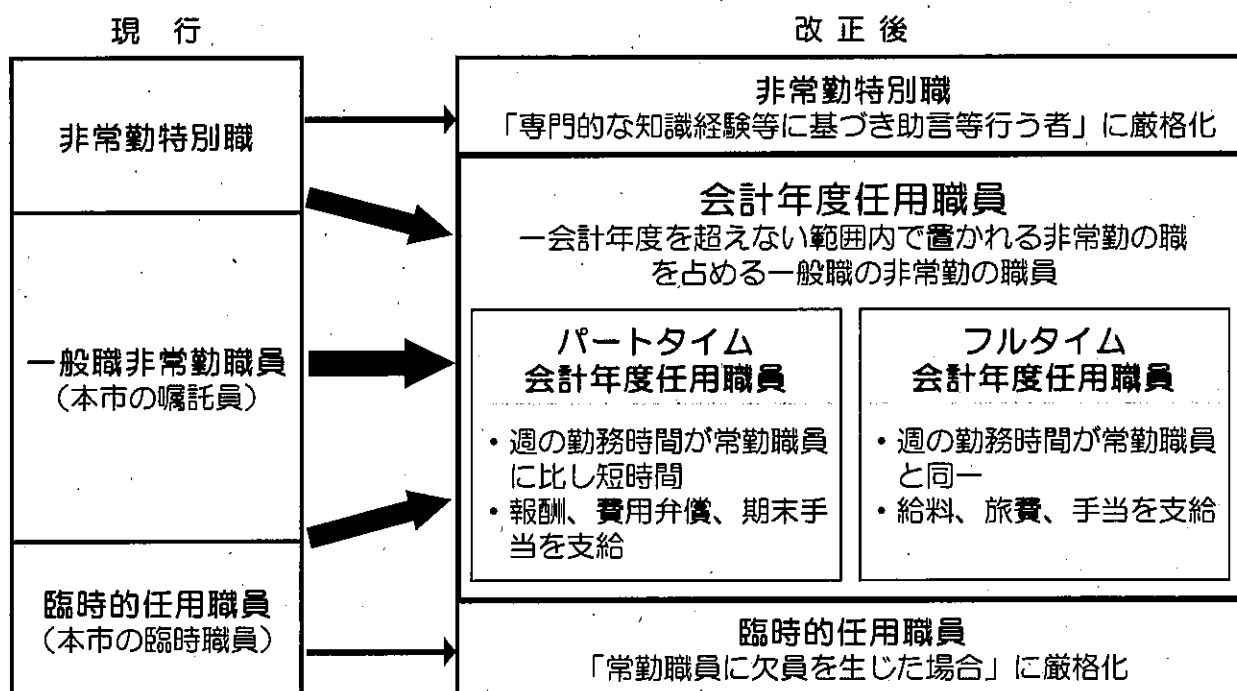
イ 「臨時的任用」の対象を国と同様に「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化

ウ 法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」制度を創設

### (3) 地方自治法の一部改正 《会計年度任用職員に対する給付を規定》

地方公共団体の非常勤職員については、労働者性が高い者であっても期末手当が支給できないため、上記の適正な任用等の確保に伴い、会計年度任用職員について期末手当の支給が可能となるよう給付に関する規定を整備

## 6 一部改正に伴う制度移行のイメージ



## 地方公務員法 抜粋

(会計年度任用職員の採用の方法等)

第 22 条の 2 次に掲げる職員（以下この条において「会計年度任用職員」という。）の採用は、第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。

- 1 一 会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を除く。）（次号において「会計年度任用の職」という。）を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの（パートタイム会計年度任用職員）
- 2 二 会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの（フルタイム会計年度任用職員）

## 7 長崎市における臨時・非常勤職員の制度

長崎市は、平成 4 年に「嘱託員及び臨時職員の任用、勤務条件等に関する要綱」を制定し、身分や勤務時間、報酬その他の勤務条件を整備したうえで、一般職の非常勤職員及び臨時的任用職員として嘱託員及び臨時職員を任用している。

※ 平成 31 年 4 月 1 日時点…嘱託員 512 名、臨時職員 328 名、計 840 名

## 8 長崎市における会計年度任用職員制度の概要

	フルタイム 会計年度任用職員	パートタイム 会計年度任用職員
給料・手当等	給料、給料の調整額、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当を支給	報酬を支給 (左記の給料、手当等に相当する額)
期末手当	任期が 6 箇月以上かつ週の勤務時間が 15 時間 30 分以上の職員に対して支給 支給割合は常勤職員と同様の 2.6 月	
退職手当	6 箇月を超えて勤務する職員に対して支給	支給なし
公務の都合で 旅行する場合	旅費を支給	費用弁償を支給
休暇制度等	原則として、国の非常勤職員に準じる 有給：年次休暇、忌引、出勤困難、退勤途上 等 無給：産前、産後、子の看護、短期介護、育児休業 等	

9 制度導入前後における報酬等の比較

(単位:円)

	現 行 (30H/週)		新 制 度 (30H/週)			年 収 の 増 減
	月 額	年 収		月 額	年 収	
事務補助	115,000	1,380,000	初年度	116,503	1,700,944	320,944
			上 限	123,520	1,803,392	423,392
重作業	134,600	1,615,200	初年度	130,219	1,901,197	285,997
			上 限	140,505	2,051,373	436,173
軽作業	124,200	1,490,400	初年度	121,766	1,777,784	287,384
			上 限	130,219	1,901,197	410,797
保育士	134,600	1,615,200	初年度	130,059	1,898,861	283,661
			上 限	153,264	2,237,654	622,454
保健師	177,400	2,128,800	初年度	175,990	2,569,454	440,654
	221,800	2,661,600	上 限	194,889	2,845,379	183,779

備考1 新制度の月額には地域手当3%を含む

2 新制度の年収には期末手当2.6月分を含む

3 新制度においては、再度の任用を行う際は職務経験の要素を考慮した格付を行う

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;"><b>【第1条関係】</b></p> <p>○職員の特限に関する手続及び効果に関する条例 (昭和26年長崎市条例第88号)</p> <p style="text-align: center;">(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年をこえない範囲内において、休養を要する程度に応じ個々の場合について、任命権者が定める。</p> <p>2～3 略</p> <p style="text-align: center;">(失職の例外)</p> <p>第5条 任命権者は、公務遂行中の過失による事故により、禁こ以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状によりその職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: center;">(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ個々の場合について、任命権者が定める。</p> <p>2～3 略</p> <p><u>4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(失職の例外)</p> <p>第5条 任命権者は、公務遂行中の過失による事故により、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状によりその職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 略</p>
<p style="text-align: center;"><b>【第2条関係】</b></p> <p>○職員の特戒の手続及び効果に関する条例 (昭和26年長崎市条例第89号)</p> <p style="text-align: center;">(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下給料の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下給料、<u>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、一般職の職員の特与に関する条例(昭和26年長崎市条例第113号)第23条の2第3項に規定する基本報酬)</u>の10分の1以下を減ずるものとする。</p>
<p style="text-align: center;"><b>【第3条関係】</b></p> <p>○一般職の職員の特与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第113号)</p>	<p style="text-align: center;">(会計年度任用職員の特与)</p> <p>第23条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「<u>第2号会計年度任用職員</u>」という。)の特与については、第2条から第20条までの規定にかかわらず、こ</p>

現 行	改 正 案
	<p>の条から第23条の5まで（次条を除く。）に定めるところによる。</p> <p>2 第2号会計年度任用職員の給与は、給料、給料の調整額、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。</p> <p>3 前項の給料は、月額とし、行政職給料表に定める3級の最高の号給の給料月額（医師及び歯科医師にあつては、医療職給料表(1)に定める3級の最高の号給の給料月額）を超えない範囲内で常勤職員（給料表の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）との権衡及びその職務の特殊性等を考慮して市長が別に定める。</p> <p>4 給料の調整額及び手当は、常勤職員との権衡を考慮して、市長が別に定めるところにより支給する。</p> <p>第23条の2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）の給与については、第2条から第20条までの規定にかかわらず、この条から第23条の5までに定めるところによる。</p> <p>2 第1号会計年度任用職員の給与は、報酬及び期末手当とする。</p> <p>3 前項の報酬は、基本報酬（第2号会計年度任用職員に支給する給料に相当するものをいう。以下同じ。）のほか、割増報酬（第2号会計年度任用職員に支給する給料の調整額、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当するものをいう。以下同じ。）とする。</p> <p>4 基本報酬は、月額、日額又は時間額とし、第2号会計年度任用職員の給料との権衡を考慮して市長が別に定める。</p> <p>5 割増報酬及び期末手当は、第2号会計年度任用職員との権衡を考慮して、市長が別に定めるところにより支給する。</p> <p>第23条の3 第2号会計年度任用職員及び第1号会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）が勤務しないときは、休暇（市長が定めるものを除く。）による場合その他その勤務しないことにつき特に任命権者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した</p>



現 行	改 正 案
<p>(嘱託員及び臨時職員の給与)</p> <p>第23条 嘱託員及び臨時的に任用された職員の給与については、前各条の規定にかかわらず、任命権者が市長に協議して別に定める。</p> <p style="text-align: right;">【第4条関係】</p> <p>○長崎市職員等の旅費に関する条例 (昭和29年長崎市条例第29号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に定めがあるものを除き公務のため旅行する職員及び職員以外の者に対し支給する旅費について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第6条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数をこえることができない。</p> <p>2～3 略</p> <p>第7条 略</p> <p>2 職員が研修を受けるため同一地域に滞在する場合において、滞在日数10日をこえるときは、前項の規定にかかわらず、そのこえる日数について定額の5割に相当する額を、合同宿泊の設備があるときは、定額の7割に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。</p> <p>3 略</p>	<p><u>給与を支給する。</u></p> <p>第23条の4 前3条に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与の支給及び減額並びに勤務1時間当たりの給与額の算出については、常勤職員との権衡を考慮して市長が別に定める。</p> <p>第23条の5 前4条の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮して市長が定める会計年度任用職員の給与については、任命権者が市長に協議して別に定める。</p> <p>(臨時職員の給与)</p> <p>第23条の6 臨時的に任用された職員の給与については、第3条から前条までの規定にかかわらず、任命権者が市長に協議して別に定める。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に定めがあるものを除き公務のため旅行する職員及び職員以外の者に対し支給する旅費（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、旅費に相当する費用弁償。以下同じ。）</u>）について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第6条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を<u>超える</u>ことができない。</p> <p>2～3 略</p> <p>第7条 略</p> <p>2 職員が研修を受けるため同一地域に滞在する場合において、滞在日数10日を<u>超える</u>ときは、前項の規定にかかわらず、その超える日数について定額の5割に相当する額を、合同宿泊の設備があるときは、定額の7割に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。</p> <p>3 略</p>

現 行	改 正 案
<p>(扶養親族移転料)</p> <p>第18条 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、次の各号に規定する額により支給する。</p> <p>(1) 赴任の際扶養親族を住所又は居所から勤務地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その赴任の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人をこえる者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>(嘱託員等の旅費)</u></p> <p>第23条 <u>嘱託員、臨時の職員等に対する旅費は、市長が別表第1及び別表第2の範囲内において、その支給額を決定する。</u></p> <p>(退職者等の旅費)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 職員が前項の規定に該当する場合において、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第2号、第3号、第5号又は第29条第1項各号に掲げる理由により退職等となつた場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</u></p> <p style="text-align: right;">【第5条関係】</p> <p>○一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">(昭和29年長崎市条例第31号)</p>	<p>(扶養親族移転料)</p> <p>第18条 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、次の各号に規定する額により支給する。</p> <p>(1) 赴任の際扶養親族を住所又は居所から勤務地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その赴任の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を<u>超える</u>者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>(会計年度任用職員の旅費)</u></p> <p>第23条 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対しては、一般職の職員の給与に関する条例別表第1の行政職給料表に掲げる1級の職員に相当する額の旅費を支給する。</u></p> <p>(退職者等の旅費)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 職員が前項の規定に該当する場合において、<u>法第16条第2号、第3号、第5号又は第29条第1項各号に掲げる理由により退職等となつた場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</u></p> <p><u>(非常勤職員の勤務時間等)</u></p> <p>第15条 <u>非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長が別に定める基準に従い、任命権者が定める。</u></p>

現 行

改 正 案

(委任)

第15条 略

別表

職名	区分	療養休暇の期間
職員	勤続3年未満	6月
	勤続3年以上5年未満	1年
	勤続5年以上10年未満	1年6月
	勤続10年以上	2年
臨時の職員		3月

【第6条関係】

○長崎市職員退職年金条例

(昭和31年長崎市条例第3号)

(職員)

第2条 この条例において「職員」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第1項に規定する職員(臨時に採用される者及び恩給法(大正12年法律第48号)の規定の準用を受ける者を除く。)をいう。

(退職年金)

第13条 略

2 退職年金の額は、給料年額の120分の40に相当する金額とし、在職期間が15年をこえるときは、その金額に、その在職期間が20年に至るまでは、15年以上1年を増すごとに、その1年について給料年額の120分の1に相当する金額を、20年以上については、20年以上1年を増すごとに、その1年について給料年額の120分の1.2に相当する金額をそれぞれ加えた金額とする。ただし、その金額は、給料年額の120分の69に相当する金額をこえることができない。

(障害年金)

第21条 略

2 略

(臨時の職員の勤務時間等)

第16条 臨時の職員の勤務時間等については、第2条から第14条までの規定にかかわらず、任命権者が市長と協議して別に定める。

(委任)

第17条 略

別表

職名	区分	療養休暇の期間
職員	勤続3年未満	6月
	勤続3年以上5年未満	1年
	勤続5年以上10年未満	1年6月
	勤続10年以上	2年

(職員)

第2条 この条例において「職員」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第1項に規定する職員(臨時に採用される者及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員並びに恩給法(大正12年法律第48号)の規定の準用を受ける者を除く。)をいう。

(退職年金)

第13条 略

2 退職年金の額は、給料年額の120分の40に相当する金額とし、在職期間が15年を越えるときは、その金額に、その在職期間が20年に至るまでは、15年以上1年を増すごとに、その1年について給料年額の120分の1に相当する金額を、20年以上については、20年以上1年を増すごとに、その1年について給料年額の120分の1.2に相当する金額をそれぞれ加えた金額とする。ただし、その金額は、給料年額の120分の69に相当する金額を越えることができない。

(障害年金)

第21条 略

2 略

現 行

3 在職期間15年以上の者に支給する障害年金の額は、前項の金額に、在職期間が15年をこえるときは、その在職期間が20年に至るまでは、15年以上1年を増すごとに、その1年について給料年額の120分の1に相当する金額を、20年以上については、20年以上1年を増すごとに、その1年について給料月額1.2に相当する金額をそれぞれ加えた金額とする。ただし、その金額は、給料年額の120分の69に相当する金額をこえることができない。

第24条 在職期間15年未満で障害年金を受ける権利のある者が、前条の規定により障害年金の支給を受けなくなった場合において、すでに支給を受けた障害年金の額が、その者が退職した際、受けるべきであつた退職一時金の額と給料年額の120分の100に相当する金額との合算額（その合算額が給料年額の120分の220に相当する金額をこえるときは、給料年額の120分の220に相当する金額）に満たないときは、その差額を支給する。

（遺族年金の額）

第27条 略

2 遺族年金を受ける権利のある遺族について第1項の規定によつて計算した遺族年金の額の合算額が同項各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる金額の100分の75に相当する金額をこえるときは、同項の規定にかかわらず、配偶者以外の遺族に支給する遺族年金の額は、その遺族1人につき、遺族年金を受ける権利のある配偶者である遺族がある場合には当該各号に掲げる金額の100分の25に相当する金額を、遺族年金を受ける権利のある配偶者である遺族がない場合には当該各号に掲げる金額の100分の75に相当する金額を、配偶者以外の遺族の人数で等分した金額とする。

3～4 略

（退職一時金）

第31条 略

2 退職一時金の額は、給料月額に在職期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下同じ。）を乗じて得た金額とする。ただし、障害一時金の支給を受ける者に支給すべき額は、障害一時金の額と合算して給料年額の120分の220に相当する金額をこえることができない。

改 正 案

3 在職期間15年以上の者に支給する障害年金の額は、前項の金額に、在職期間が15年を超えるときは、その在職期間が20年に至るまでは、15年以上1年を増すごとに、その1年について給料年額の120分の1に相当する金額を、20年以上については、20年以上1年を増すごとに、その1年について給料月額1.2に相当する金額をそれぞれ加えた金額とする。ただし、その金額は、給料年額の120分の69に相当する金額を超えることができない。

第24条 在職期間15年未満で障害年金を受ける権利のある者が、前条の規定により障害年金の支給を受けなくなった場合において、すでに支給を受けた障害年金の額が、その者が退職した際、受けるべきであつた退職一時金の額と給料年額の120分の100に相当する金額との合算額（その合算額が給料年額の120分の220に相当する金額を超えるときは、給料年額の120分の220に相当する金額）に満たないときは、その差額を支給する。

（遺族年金の額）

第27条 略

2 遺族年金を受ける権利のある遺族について第1項の規定によつて計算した遺族年金の額の合算額が同項各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる金額の100分の75に相当する金額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、配偶者以外の遺族に支給する遺族年金の額は、その遺族1人につき、遺族年金を受ける権利のある配偶者である遺族がある場合には当該各号に掲げる金額の100分の25に相当する金額を、遺族年金を受ける権利のある配偶者である遺族がない場合には当該各号に掲げる金額の100分の75に相当する金額を、配偶者以外の遺族の人数で等分した金額とする。

3～4 略

（退職一時金）

第31条 略

2 退職一時金の額は、給料月額に在職期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下同じ。）を乗じて得た金額とする。ただし、障害一時金の支給を受ける者に支給すべき額は、障害一時金の額と合算して給料年額の120分の220に相当する金額を超えることができない。

現 行	改 正 案
<p>3 略 (障害一時金)</p> <p>第33条 略</p> <p>2 障害一時金の額は、給料年額の120分の100に相当する金額とする。ただし、退職一時金の支給を受ける者に支給すべき額は、退職一時金の額と合算して給料年額の120分の220に相当する金額をこえることができない。</p> <p>第37条 職員が死刑又は無期若しくは3年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられて退職したときは、その時以後、その時以前の職員であつた期間に係る給付は支給しない。</p> <p>2 職員が次の各号の一に掲げる場合に該当するに至つたときは、その時まで引き続いた職員であつた期間に係る給付は支給しない。</p> <p>(1) 3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられて退職した場合</p> <p>(2) 略</p> <p>第38条 職員であつた者が死刑又は無期若しくは3年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたときは、その時以後、その時前の職員であつた期間に係る給付は支給しない。</p> <p>2 職員であつた者が在職中の職務に関する犯罪(過失犯を除く。)によつて3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その時以後、その犯罪の時を含む引き続いた職員であつた期間に係る給付は支給しない。</p> <p>3～4 略</p> <p>第39条 禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべき年金である給付は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。</p> <p style="text-align: right;">【第7条関係】</p> <p>○非常勤の職員の報酬等に関する条例 (昭和31年長崎市条例第24号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第203条第4項及び第203条の2第4項の規定に基づき、議会の議員に対する議員報酬、</p>	<p>3 略 (障害一時金)</p> <p>第33条 略</p> <p>2 障害一時金の額は、給料年額の120分の100に相当する金額とする。ただし、退職一時金の支給を受ける者に支給すべき額は、退職一時金の額と合算して給料年額の120分の220に相当する金額を<u>超える</u>ことができない。</p> <p>第37条 職員が死刑又は無期若しくは3年を<u>超える</u>懲役若しくは禁錮の刑に処せられて退職したときは、その時以後、その時以前の職員であつた期間に係る給付は支給しない。</p> <p>2 職員が次の各号の一に掲げる場合に該当するに至つたときは、その時まで引き続いた職員であつた期間に係る給付は支給しない。</p> <p>(1) 3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられて退職した場合</p> <p>(2) 略</p> <p>第38条 職員であつた者が死刑又は無期若しくは3年を<u>超える</u>懲役若しくは禁錮の刑に処せられたときは、その時以後、その時前の職員であつた期間に係る給付は支給しない。</p> <p>2 職員であつた者が在職中の職務に関する犯罪(過失犯を除く。)によつて3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その時以後、その犯罪の時を含む引き続いた職員であつた期間に係る給付は支給しない。</p> <p>3～4 略</p> <p>第39条 禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべき年金である給付は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第203条第4項及び第203条の2第5項の規定に基づき、議会の議員に対する議員報酬、</p>

現 行	改 正 案
<p>費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法並びに議会の議員以外の非常勤の職員に対する報酬及び費用弁償並びにその支給方法を定めるものとする。</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 議会の議員以外の非常勤の職員に対する報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(19) 略</p> <p>(20) 医師、<u>看護師</u>等市長がその業務の実態を考慮して特殊と認めた業務に従事する者 予算の範囲内において市長が定める額</p> <p>(21) 略</p>	<p>費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法並びに議会の議員以外の非常勤の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。以下同じ。)に対する報酬及び費用弁償並びにその支給方法を定めるものとする。</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 議会の議員以外の非常勤の職員に対する報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(19) 略</p> <p>(20) 医師等市長がその業務の実態を考慮して特殊と認めた業務に従事する者 予算の範囲内において市長が定める額</p> <p>(21) 略</p>
<p>【第8条関係】</p>	
<p>○長崎市職員退職手当条例</p> <p style="text-align: center;">(昭和32年長崎市条例第15号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第1項に規定する職員</u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年長崎市条例第39号)第4条の規定により採用された職員並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)附則第5項及び長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成3年長崎市条例第14号)第2条第1項に規定する職員並びに嘱託員を除く。以下「職員」という。)の退職手当について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、<u>職員が退職した場合</u>には、その者に、職員が死亡により退職した場合には、その遺族に支給する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年長崎市条例第39号)第4条の規定により採用された職員並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)附則第5項及び長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成3年長崎市条例第14号)第2条第1項に規定する職員を除く。)の退職手当について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、<u>前条の規定による職員のうち、常時勤務に服することを要するもの</u>(以下「職員」という。)が退職した場合には、その者に、職員が死亡により退職した場合には、その遺族に支給する。</p>

現 行	改 正 案
<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第8条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、地方公営企業法第15条第1項、地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項及び長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第1項に規定する職員（以下「企業職員等」という。）が引き続いて職員となつた場合におけるその者の企業職員等としての引き続いた在職期間及び職員が引き続いて企業職員等となり、企業職員等として在職した後引き続いて職員となつた場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から企業職員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間並びに職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となつた場合におけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の企業職員等及び職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次</p>	<p>2 <u>職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月（以下「18日以上勤務月」という。）が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下この項において「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者については、この限りでない。</u></p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第8条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、地方公営企業法第15条第1項、地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項及び長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第1項に規定する職員（以下「企業職員等」という。）が引き続いて職員となつた場合におけるその者の企業職員等としての引き続いた在職期間及び職員が引き続いて企業職員等となり、企業職員等として在職した後引き続いて職員となつた場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から企業職員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間並びに職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となつた場合におけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の企業職員等及び職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次</p>

現 行	改 正 案
<p>に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。</p> <p>(1) 職員が、<u>第23条第2項</u>の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となり、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつた場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>6～9 略</p>	<p>に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。</p> <p>(1) 職員が、<u>第23条第4項</u>の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となり、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつた場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>6～9 略</p> <p><u>(勤続期間の計算の特例)</u></p> <p><u>第8条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。</u></p> <p>(1) <u>第2条第2項の規定による者</u> <u>その者の18日以上の勤務月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間</u></p> <p>(2) <u>第2条第2項の規定による者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、18日以上勤務月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの</u> <u>その職員となる前の引き続いて勤務した期間</u></p> <p><u>第8条の3 職員以外の地方公務員等としての引き続い</u></p>



現 行	改 正 案
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の「基準勤続期間」とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員であつたことがあるものについては、<u>当該職員</u>であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は<u>当該職員</u>であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。</p> <p>(1) 当該勤続期間又は<u>当該職員</u>であつた期間に係る<u>職員</u>となつた日の直前の<u>職員</u>でなくなつた日が当該職員となつた日前1年の期間内にないときは、当該直前の<u>職員</u>でなくなつた日前の<u>職員</u>であつた期間</p> <p>(2) 当該勤続期間に係る<u>職員</u>となつた日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の<u>職員</u>であつた期間</p> <p>3～17 略</p> <p style="text-align: center;">【第9条関係】</p> <p>○長崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p style="text-align: center;">(昭和32年長崎市条例第17号)</p> <p>(臨時の職員)の給与)</p> <p>第21条 <u>臨時の職員</u>の給与については、職員の給与との権衡を考慮して別に定める。</p>	<p><u>た在職期間には、第2条第2項の規定による者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。</u></p> <p>2 <u>前条の規定は、職員以外の地方公務員等であつた者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。</u></p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の「基準勤続期間」とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は<u>職員以外の者</u>で18日以上<u>の勤務月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)</u>であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、<u>当該職員等</u>であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は<u>当該職員等</u>であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。</p> <p>(1) 当該勤続期間又は<u>当該職員等</u>であつた期間に係る<u>職員等</u>となつた日の直前の<u>職員等</u>でなくなつた日が当該職員等となつた日前1年の期間内にないときは、当該直前の<u>職員等</u>でなくなつた日前の<u>職員等</u>であつた期間</p> <p>(2) 当該勤続期間に係る<u>職員等</u>となつた日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の<u>職員等</u>であつた期間</p> <p>3～17 略</p> <p>(非常勤職員)の給与)</p> <p>第21条 <u>上下水道局に勤務する企業職員で職員以外のもの</u>の給与については、職員の給与との権衡を考慮して別に定める。</p>

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;"><b>【第10条関係】</b></p> <p>○単純な労務に雇用される一般職の職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p style="text-align: center;">(昭和32年長崎市条例第34号)</p> <p>(臨時の<u>職員</u>の給与)</p> <p>第17条 臨時の職員の給与については、職員の給与との均衡を考慮して、任命権者が市長と協議して別に定める。</p>	<p style="text-align: center;"><b>改 正 案</b></p> <p>(臨時の<u>職員等</u>の給与)</p> <p>第17条 <u>臨時の職員及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）</u>の給与については、職員の給与との均衡を考慮して、任命権者が市長と協議して別に定める。</p>
<p style="text-align: center;"><b>【第11条関係】</b></p> <p>○長崎市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p style="text-align: center;">(昭和40年長崎市条例第34号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第203条の2第4項</u>の規定に基づき、長崎市消防団員(以下「消防団員」という。)に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第203条の2第5項</u>の規定に基づき、長崎市消防団員(以下「消防団員」という。)に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めるものとする。</p>
<p style="text-align: center;"><b>【第12条関係】</b></p> <p>○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例</p> <p style="text-align: center;">(平成元年長崎市条例第33号)</p> <p>(職員派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条第1項に規定する条件付採用</u>になっている職員(市長が定める職員を除く。)</p> <p>(4)～(5) 略</p>	<p>(職員派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条に規定する条件付採用</u>になっている職員(市長が定める職員を除く。)</p> <p>(4)～(5) 略</p>
<p style="text-align: center;"><b>【第13条関係】</b></p> <p>○長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例</p> <p style="text-align: center;">(平成3年長崎市条例第14号)</p>	

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;"><u>(嘱託員及び臨時職員の給与)</u></p> <p>第12条 第3条から前条までの規定にかかわらず、嘱託員及び臨時職員の給与については、教育委員会が市長と協議して別に定める。</p> <p style="text-align: center;">【第14条関係】</p> <p>○長崎市職員の育児休業等に関する条例 (平成4年長崎市条例第2号)</p> <p style="text-align: center;">(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第18条の5第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p style="text-align: center;">(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日(給与条例第5条第3項に規定する市長が定める日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p style="text-align: center;">(部分休業を請求することができない職員)</p> <p>第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)</p> <p>ア～イ 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>(臨時職員の給与等)</u></p> <p>第12条 第3条から第10条までの規定にかかわらず、臨時職員及び非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の給与等については、任命権者が市長と協議して別に定める。</p> <p style="text-align: center;">(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第18条の5第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p style="text-align: center;">(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日(給与条例第5条第3項に規定する市長が定める日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p style="text-align: center;">(部分休業を請求することができない職員)</p> <p>第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)</p> <p>ア～イ 略</p>

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">【第15条関係】</p> <p>○公益的法人等への職員の派遣に関する条例 (平成13年長崎市条例第32号)</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) <u>地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用</u>になつている職員(市長が定める職員を除く。)</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">【第16条関係】</p> <p>○人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (平成17年長崎市条例第18号)</p> <p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p>	<p style="text-align: center;">(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) <u>地方公務員法第22条に規定する条件付採用</u>になつている職員(市長が定める職員を除く。)</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び<u>同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員</u>を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p>